

プラスチック製品の分別回収について

1 分別回収に至る経緯

プラスチックは、幅広い製品や容器に使用されていますが、海洋汚染や気候変動等の環境問題、諸外国の廃棄物輸入規制の問題などに対応するため、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月より施行となり、市町村においては、プラスチック資源の分別収集を促進し、再商品化に努めることが求められています。

2 実施方針及び方法

この法の施行を受け、本市では、現在燃えるごみとして排出しているプラスチック製品を分別回収し、ごみの減量・資源化に取り組んでいきます。

回収の実施にあたっては、市内の一部地区において先行実施し、量や方法等の検証を図りながら、段階的に範囲を拡大していきます。

なお、現在、再商品化に係る処理単価や分別回収に係る経費の財源として予定される交付税の内容が未確定であることから、この内容が明らかになり次第、速やかに実施ができるよう、事前に先行実施する地区の選定を進めていきます。

(1) 対象物

- ・プラスチックのみでできた製品（ペットボトルを除く）
- ・50 cm未満のもの又は50 cm未満に切断したもの

(2) 先行実施回収地区

- ・総連合自治会等と協議をしながら、先行実施地区を選定

(3) 排出場所

- ・資源ステーション

(4) 排出方法

- ・プラスチック製容器包装とプラスチック製品を合わせた排出

(5) 実施時期

- ・令和5年度（予定）

(6) 周知方法

- ・全自治会に説明を行うとともに、広報や市ホームページ等で周知

実施の仕組み（イメージ）

